

事務連絡
令和6年7月11日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その10）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

歯科診療報酬点数表関係

【CAD/CAM冠】

問1 留意事項通知(2)の口の①において、CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大白歯による咬合支持がある場合の取扱いが示されているが、同側の太白歯2歯にCAD/CAM冠を装着する際に、いずれの部位も対合歯がありCAD/CAM冠を装着することで咬合支持が得られる場合は、「同側の太白歯による咬合支持」があると考え、2歯を同日に装着してよいか。

(答) 装着してよい。ただし、第一大臼歯又は第二大臼歯のいずれか一方に過度な咬合圧が加わらないように留意すること。

【機械的歯面清掃処置】

問2 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(令和6年3月27日保医発0327第5号)の別表I「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科)」の項番107の、「根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合」及び「エナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合」について、2月に1回機械的歯面清掃処置を算定する場合であっても、診療報酬明細書に記載は必要か。

(答) 機械的歯面清掃処置を2月に1回算定する場合は、記載不要。

【周術期等専門的口腔衛生処置】

問3 周術期等専門的口腔衛生処置1について、例えば、「B000-6」周術期等口腔機能管理料(I)及び「B000-8」周術期等口腔機能管理料(III)を同月中に算定した患者の場合、当該処置の算定回数の取扱いはどのように考えるのか。

(答) 同月中に「B000-6」周術期等口腔機能管理料(I)及び「B000-8」周術期等口腔機能管理料(III)を算定した患者に対しては、必要に応じて、周術期等専門的口腔衛生処置1は4回(※1)まで算定して差し支えない。

また、緩和ケアを実施している患者については、必要に応じて6回(※2)まで算定して差し支えない。

(※1)：周術期等口腔機能管理料(I)による管理中に2回、周術期等口腔機能管理料(III)による管理中に2回

(※2)：周術期等口腔機能管理料(I)による管理中に2回、周術期等口腔機能管理料(III)による管理中に4回

なお、同月中に複数の周術期等口腔機能管理料を算定する場合の、周術期専門的口腔衛生処置 1 の算定回数については次のとおり。

同月中に算定を行った周術期等口腔機能管理料の組合せ		術口衛 1 の最大算定回数	
①	周術期等口腔機能管理料 (Ⅰ)	2 回	
	周術期等口腔機能管理料 (Ⅱ)		
②	周術期等口腔機能管理料 (Ⅲ)	2 回 (4 回)	
	周術期等口腔機能管理料 (Ⅳ)		
③	周術期等口腔機能管理料 (Ⅰ) 又は (Ⅱ)	2 回	合計 4 回 (6 回)
	周術期等口腔機能管理料 (Ⅲ) 又は (Ⅳ)	2 回 (4 回)	

※ () 内は緩和ケアを実施している患者の場合

【歯科口腔リハビリテーション料】

問 4 「H001-4」歯科口腔リハビリテーション料 3 の注 1 において、「区分番号「C001-3」に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定する患者」とあるが、介護報酬における居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定し、「C001-3」歯科疾患在宅療養管理料の留意事項通知の (14) において、歯科疾患在宅療養管理料を算定したとみなされる患者も含まれるか。

(答) 含まれる。

問 5 口腔機能低下症と診断し、「C001-3」歯科疾患在宅療養管理料を算定し口腔機能管理を行っている患者について、「D002-6」口腔細菌定量検査 2、「D011-2」咀嚼能力検査 1、「D011-3」咬合圧検査 1 又は「D012」舌圧検査を算定していない場合に、「H001-4」歯科口腔リハビリテーション料 3 は算定可能か。

(答) 算定可能。